2）予定価格が１億円以上の工事は、低入札価格調査制度調査対象工事について、現場にモニターカメラの設置（施工状況の把握）及び発注者の指定する不可視部分の施工に関するビデオを撮影し、発注者への提出を実施する工事である。

3）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事であり、詳細は施工条件明示による。

4）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

5）本工事は、今後不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。

6）本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⑼　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年５月29日付け中国地方整備局長）に示すところにより中国地方整備局長から広島合同２号館耐震改修工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者、又は次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体であること。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることは出来ない。

また、広島合同２号館耐震改修工事に係る特定建設工事共同企業体の構成員は単体企業としての参加を認めない。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局における平成29・30年度「建築工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　中国地方整備局における平成29・30年度「建築工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　平成14年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績（民間の施工実績も可）を有すること。

同種工事とは、下記㈠から㈢までの要件をすべて満たす免震工法による耐震改修工事、新築工事又は増築（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）工事。（以下「同種工事の実績」という。）

㈠　建物用途：車庫及び倉庫類を除く建物用途とする。

㈡　建物構造：免震構造を有するもの

㈢　階数：地上５階建以上

㈣　建物規模：１棟の延べ面積が10,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）

ただし、上記㈠から㈣は同一建物工事の実績であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

特定建設工事共同企業体にあっては、全ての構成員が上記の工事経験を有していること。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局営繕部、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（営繕部門）の発注した工事及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（詳細は入札説明書【別添１】による。）」に該当する工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」（以下、「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

⑺　「免震装置の設置における品質の向上に関する施工計画」及び「騒音、振動又は粉塵の抑制に関する施工計画」が適正であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

1）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2）監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でなければならない。

「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。

（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

3）平成14年４月１日以降に元請けの技術者として完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の経験（民間の経験も可）を有すること。

同種工事とは、下記㈠から㈢までの要件をすべて満たす免震工法による耐震改修工事、新築工事又は増築（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）工事。

㈠　建物用途：車庫及び倉庫類を除く建物用途とする。

㈡　建物構造：免震構造を有するもの

㈢　建物規模：１棟の延べ面積が5,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）

ただし、上記㈠から㈢は同一建物工事の実績であること。

なお、平成14年４月１日以降に産前産後休業、育児休業、または産前産後休業及び育児休業をともに取得（以下、「産休育休」という。）した場合は、産休育休期間に相当する期間を施工実績を求める期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者を含む全ての構成員の技術者が上記の要件を満たしていること。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局営繕部、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（営繕部門）の発注した工事及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

4）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。